

*都市計画関連*  
**条例等のご案内**  
**お問い合わせ先一覧**

## 条例等のご案内 (2022/5/20)

<p><b>用途地域等の照会</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;都市計画図等の閲覧)                  ※ GIS 地図情報システム(都市計画情報)、都市計画図、用途地域等一覧表の閲覧・ダウンロード</p>	<p>都市整備部 都市計画課 都市計画係                  TEL03-3463-2620                  11階—閲覧窓口</p>
<p><b>国土利用計画法(国土法)の届出</b>                  ※ 様式類のダウンロード (東京都都市整備局のホームページ:各種申請様式&gt;国土法・公有地拡大法)                  ※ 面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の土地の取引には届出が必要です。  <b>公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)の届出</b>                  ※ 様式類のダウンロード (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;都市計画関連の条例等案内)                  ※ 面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上(都市計画施設等の区域内にあつては 200 m<sup>2</sup>以上)の土地の取引には届出が必要です。</p>	<p>都市整備部 都市計画課 管理係                  TEL03-3463-2619                  11階—6番</p>
<p><b>開発許可制度のあらまし</b>(渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;開発許可制度)                  ※ 区域面積が 500 m<sup>2</sup>以上の開発行為(土地の区画・形質の変更)。  <b>地区計画</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;地区計画制度)                  ※ 地区計画等に定める地区整備計画等の区域内において、建築や外観の変更等を行う場合は、地区計画の届出が必要になります。  <b>景観計画</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;景観計画)                  ※ 景観計画では、渋谷区全域を景観計画区域としています。                  ※ 一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為を行う際には、届出が必要です。また、建築物の建築等については、届出の前に事前協議が必要です。  <b>土地利用調整条例</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築&gt;条例・要綱&gt;渋谷区土地利用調整条例)                  ※ 主に次に掲げる地域、条件で建築する場合は、建築確認申請の前に届出・協議が必要です。                  (1) 第一種低層住居専用地域内で建築する場合 (建築敷地面積の最低限度が条例で定められています。)                  (2) 長屋・寄宿舎を含め住戸等が 15 戸以上の集合住宅等を建築する場合 (壁面後退及び駐輪場等の附置義務が定められています。)                  (3) 商業・近隣商業地域で物販店舗、銀行及び遊技場などの指定用途の建築を行う場合 (駐輪場の附置義務が定められています。)  <b>安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築&gt;大規模建築物の公共貢献について)                  ※ 延べ面積 1 万平方メートルを超える建築物を建築する場合は、建築確認申請の 30 日前までに届出・協議が必要です。                  ※ 協議事項は、災害時の一時滞在場所の確保、公共利用のための自転車等駐車場や喫煙施設の設置など</p>	<p>都市整備部 都市計画課 土地利用審査係                  TEL03-3463-2637                  11階—6番</p>
<p><b>わがまちルール</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;地域のまちづくり)                  ・ 穂田地区(神宮前6丁目1~14番…一部除外地区あり)                  ・ 代官山地区(猿楽町10・11・18~28番)                  ・ 渋谷中央街地区(道玄坂1丁目2~14番)                  ・ 原宿二丁目地区(神宮前3・4丁目…一部除外地区あり)                  ・ 豊恵地区(恵比寿2丁目27・28・32・33番 一部除外地区あり)  <b>バリアフリー基本構想の重点整備地区に関すること</b>                  ※ 重点整備地区内のエリアにおいて、建築上の特別な制限等はない                  ※ 移動等円滑化促進地区は該当なし                  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;渋谷駅周辺整備&gt;渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想)</p>	<p>まちづくり推進部 まちづくり第二課                  TEL03-3463-2943                  12階—4番</p>
<p><b>渋谷地区駐車場地域ルール</b>                  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;渋谷区の都市計画概要&gt;地域・地区、渋谷地区駐車場地域ルール)</p>	<p>一般社団法人 渋谷地区駐車対策協議会                  TEL070-6554-4280 渋谷区道玄坂1-3-8 5F                  運営日時:火~金曜日 9:00~16:30</p>
<p><b>代々木地区駐車場地域ルール</b>                  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;渋谷区の都市計画概要&gt;地域・地区、代々木地区駐車場地域ルール)</p>	<p>一般社団法人 代々木地区駐車対策協議会                  TEL080-7616-6041 渋谷区代々木2-2-2 20F                  運営日時:月~金曜日 10:00~18:00</p>
<p><b>集合住宅駐車施設設置要綱</b>                  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;都市計画関連の条例等案内)                  ※ 住居系及び準工業の用途地域で床面積が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。  <b>建築物防火貯水槽設置要綱</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;都市計画関連の条例等案内)                  ※ 床面積 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの。</p>	<p>都市整備部 建築課 審査係                  TEL03-3463-2729                  11階—5番</p>
<p><b>ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例</b>                  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築&gt;条例・要綱&gt;ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例)                  ※ 地階を除く階数が 3 以上又は居室を有する階数が 3 以上の共同住宅又は寄宿舎等で、専用面積が 33 m<sup>2</sup>未満の住戸(寄宿舎等の居室を含む。)の数が 15 以上で、かつ、当該住戸の数が総戸数の 3 分の 1 以上の建築物。</p>	<p>都市整備部 住宅政策課 住環境整備係                  TEL03-3463-3548                  12階—6番</p>

<p><b>中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例</b>  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築)</p> <p>※ 届出の対象となる建築物</p> <p>(1) 第一、二種低層住居専用地域で、軒高 7m 超、地上 3 階以上又は特定用途(ワンルームマンション等)建築物。  (2) その他の用途地域(第 2 種低層住居専用地域含む)で高さ 10m 超又は特定用途建築物。</p> <p><b>ラブホテル建築規制条例</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築&gt;条例・要綱&gt;渋谷区ラブホテル建築規制条例)</p> <p>※ 区内全域でホテル等を建築する場合</p> <p><b>マンスリーマンション等建築等規制条例</b> (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;建築&gt;条例・要綱&gt;渋谷区マンスリーマンション等建築等規制条例)</p> <p>※ 住居専用地域又は文教地区で共同住宅等を建築する場合(マンスリーマンション等ではない共同住宅についても申請が必要です)。</p>	<p>都市整備部 住宅政策課 建築調整主査  TEL03-3463-2654  11 階-5 番・6 番の間</p>
<p><b>雨水流出抑制施設設置指導要綱</b></p> <p>※ 敷地面積が 500 ㎡以上のもの。  (渋谷区トップ&gt;電子申請・申請書ダウンロード&gt;電子申請する(各種申し込み一覧)&gt;防災・防犯の電子申請・申請書ダウンロード)</p>	<p>土木部 道路課 道路維持係  TEL03-3463-2794 11 階-2 番</p>
<p><b>水害について</b></p> <p>※ 水防対策(浸水実績等)のご案内</p> <p><b>渋谷区洪水ハザードマップ(浸水予想区域図)</b> (渋谷区トップ&gt;暮らし・手続&gt;安全・安心情報&gt;防災・防犯&gt;防災マニュアル防災マップ)</p>	<p>土木部 企画管理課 管理係  TEL03-3463-2773 11 階-3 番</p>
<p><b>狭あい道路の拡幅整備に関する条例</b></p> <p>※ 建築確認申請の30日前までに事前協議の届出が必要です。  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;道路・河川・橋りょう&gt;渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例)</p>	<p>土木部 道路課 狭あい道路整備係  TEL03-3463-2847 11 階-2 番</p>
<p><b>区民生活環境確保のための特定事業の開設に対する事前調整要綱</b></p> <p>※ 準住居地域を除く住居系地域において、保健所長の営業許可を必要とする飲食店等の事業及び病院。</p>	<p>保健所 生活衛生課 事業係  TEL03-3463-2246 7 階-1 番</p>
<p><b>震災対策総合条例_中高層共同住宅の備蓄倉庫設置</b></p> <p>※ 6階建て以上で、6階以上に5戸以上の住居を有する中高層住宅を新築する場合  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;都市計画&gt;都市計画関連の条例等案内)</p>	<p>危機管理対策部 防災課  TEL03-3463-4475  8 階-2 番</p>
<p><b>商業施設(大型店・深夜営業店)に関する届出</b></p> <p>※ 1,000 ㎡を超える店舗面積を有する飲食店等  ※ 200 ㎡(飲食店等は 300 ㎡)を超える店舗面積を有し深夜営業を行う小売店等  ※ 大規模小売店舗立地法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設は対象外(渋谷区トップ&gt;区政情報&gt;施策・計画・取り組み&gt;条例・答申&gt;特定商業施設の立地調整に関する条例)</p>	<p>産業観光文化部 産業観光課 産業振興係  TEL03-3463-1762  7 階-7 番</p>
<p><b>渋谷区みどりの確保に関する条例に基づく届出(敷地面積 300 ㎡以上)</b>  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり・土木・建築&gt;環境&gt;みどりの確保・緑化計画&gt;緑化計画の届出等)</p> <p>※ 概要及び緑化計画作成の手引きは、ホームページでご確認ください。</p>	<p>環境政策部 環境政策課 環境政策係  TEL03-3463-2749  12 階-8 番</p>
<p><b>清掃及びリサイクルに関する条例</b></p> <p>※ 再利用対象物保管場所設置届…事業又は住居の用途に供する部分の床面積が 3,000 ㎡以上  ※ 廃棄物保管場所設置届…延べ面積 1,000 ㎡以上又は渋谷区ワンルーム条例の対象となる建築物</p>	<p>渋谷区 清掃事務所  TEL03-5467-4300 渋谷区渋谷 1-2-17  (相談の方は事前予約をお願いします)</p>
<p><b>建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例</b></p> <p>※ 解体床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事  ※ 概要はホームページでご確認ください。  (渋谷区トップ&gt;環境・まちづくり&gt;解体工事・届出&gt;建築物の解体工事)</p>	<p>環境政策部 環境整備課 公害指導係  TEL03-3463-2750  12 階-7 番</p>
<p><b>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)</b></p> <p>※ 工場、駐車場、洗濯施設・ガソリンスタンド等指定作業場の設置や変更、承継、廃止など  (渋谷区トップ&gt;事業者向け情報&gt;都市計画・建築・工事&gt;公害規制に関する主な届出)</p> <p><b>土壌汚染調査に関する情報提供について</b></p> <p>※ 区政資料コーナー(6F)での閲覧となります。なお、土壌汚染対策法の要措置区域等の指定状況について、都のHPで確認できます。  (東京都環境局のホームページ: 化学物質・土壌汚染&gt;土壌汚染対策法)</p>	

<b>埋蔵文化財包蔵地の確認について</b> ※ お電話で確認ができます。[休館日:月曜(祝日の場合は直後の平日)・年末年始]	白根記念渋谷区郷土博物館・文学館 TEL03-3486-2791 渋谷区東 4-9-1
<b>宅地造成等規制法の工事許可、造成宅地防災区域</b> ※ 渋谷区は該当なし (東京都都市整備局のホームページ: 各種申請様式)宅地造成)	東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課 TEL03-5320-5139 都庁第2庁舎
<b>土砂災害警戒区域等</b> ※ 渋谷区内で11箇所を指定 (東京都建設局のホームページ: 河川整備・水害・土砂災害対策)	土木部 企画管理課 管理係 TEL03-3463-2773 11階-3番

### お問い合わせ先一覧

<b>都市計画道路 都施行(計画決定部分)</b>	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当(都庁第2庁舎12階) TEL5388-3213
<b>都市計画道路 都施行(事業決定部分)</b>	東京都 建設局 第二建設事務所 工事第一課 工務担当 品川区広町2-1-36(品川区総合庁舎8階) TEL3774-9002
<b>都市計画道路 区施行(計画決定部分)</b>	渋谷区 土木部 企画管理課 企画係(渋谷区役所11階-3番) TEL 3463-3114
<b>都市計画道路 区施行(事業決定部分(補助第18号線))</b>	渋谷区 土木部 道路課 街路用地係(渋谷区役所11階-2番) TEL 3463-2651
<b>首都高速道路について</b>	首都高速道路株式会社 TEL6667-5855
<b>国道について</b>	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 代々木出張所 渋谷区代々木4-30-8 TEL3374-9451
<b>都道について</b> ※ 都道道路台帳の閲覧、複写 ※ 所有地(道路敷地)境界確定	東京都 建設局 第二建設事務所 管理課 品川区広町2-1-36(品川区総合庁舎8階) TEL3774-8183
<b>区道について(台帳閲覧、境界確定図の閲覧複写)</b>	渋谷区 土木部企画管理課 認定係(渋谷区役所11階-閲覧窓口) TEL3463-2778
<b>東京地下鉄営業線(近接工事・埋設工事)</b>	メトロ開発株式会社 技術部渉外課 TEL5847-7893
<b>渋谷川整備関連(河川再生・護岸近接工事事前協議)</b>	東京都 建設局 第二建設事務所 工事第二課 設計総括担当 TEL3774-9005
<b>土地区画整理事業(戦災復興)</b> ・渋谷駅周辺(都施行) ・恵比寿駅周辺(組合施行)	渋谷区 土木部 企画管理課 認定係(渋谷区役所11階-閲覧窓口) TEL3463-2778 都市整備局市街地整備部区画整理課換地処分担当 TEL5320-5446 東京都公文書館 世田谷区玉川1-20-1 TEL3707-2603
<b>清掃関連 ・ごみ集積所関連</b>	渋谷区 環境政策部 清掃リサイクル課 清掃事務所 渋谷区渋谷1-2-17 TEL5467-4300
<b>地域冷暖房供給会社</b> ・恵比寿地区地域冷暖房施設 ・初台淀橋地区地域冷暖房施設: ・新宿南口東地区地域冷暖房施設 ・新宿南口西地区地域冷暖房施設 ・道玄坂一丁目地区地域冷暖房施設 ・広尾一丁目地区地域冷暖房施設 ・西新宿地区地域冷暖房施設	(株)東京エネルギーサービス TEL3280-8810 東京オペラシティ熱供給(株) TEL5353-7000 新宿南エネルギーサービス(株) TEL5352-2971 新宿南エネルギーサービス(株) TEL5352-2971 渋谷熱供給(株) TEL3780-4371 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株) TEL5485-0812 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株) TEL3346-2987
<b>上水道</b>	東京都水道局 渋谷営業所 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 給水管工事事務所 TEL 5413-5206
<b>下水道</b> ・工事関連 ・下水道台帳	東京都下水道局 渋谷出張所 東2-13-6 TEL3400-9477 東京都下水道局 施設情報管理係 (都庁第2庁舎5階) TEL5320-6618
<b>国有財産に関すること</b>	財務省 関東財務局 東京財務事務所 第5統括国有財産管理官 文京区湯島4-6-15 (湯島地方合同庁舎) TEL5842-7024
<b>東京都渋谷都税事務所 (固定資産評価台帳)</b>	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 東京都渋谷合同庁舎4~7階 TEL 5422-8780